

令和4年第1回三笠市議会定例会

令和4年3月25日（5日目）

○議事次第（第5号）

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
(1) 教育行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

○議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 諸般報告について（教育行政報告） |
| 日程第2 | 議案第3号から議案第19号までについて（委報第2号） |
| 日程第3 | 議案第24号から議案第31号までについて |
| 日程第4 | 議案第32号 常任委員会委員の派遣について |
| 日程第5 | 議案第33号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について |

○出席議員（10名）

議 長	8番	武 田 悌 一 氏	副議長	7番	谷 内 純 哉 氏
	1番	赤 川 征 視 氏		2番	浅 尾 三 吉 氏
	3番	折 笠 弘 忠 氏		4番	只 野 勝 利 氏
	5番	畠 山 宰 氏		6番	澤 田 益 治 氏
	9番	儀 惣 淳 一 氏		10番	谷 津 邦 夫 氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	西城賢策氏	副 市 長	右 田 敏 氏
総務福祉部長兼 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局長	金子満氏	総 務 課 長	藤 井 陽 一 氏
市民生活課長	中 川 学 氏	企画財政部長	小 田 弘 幸 氏
企画調整課長	三 好 智 幸 氏	企画調整課主幹	萬 年 剛 至 氏
税務財政課長	坂 保 徳 氏	産業政策推進部長	中 原 保 氏
建設部長兼 水道課長事務取扱	松 本 裕 樹 氏	教 育 長	高 森 裕 司 氏

教育次長	阿部文靖氏	学校教育課長兼 給食センター所長兼 高校生レストラン統括室長	後藤議徹氏
高等学校事務長兼 事務係長事務取扱	東清明氏	病院事務局長	高田進氏
総務管理課長	山川直樹氏	消防長	下村義則氏
監査委員事務局長	豊口哲也氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	柳谷忍氏	議会係長	若月厚志氏
主任主事	青山初美氏		

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開議 午前10時00分

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

教育行政報告について、教育長から報告を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長高森裕司氏 登壇）

◎教育長（高森裕司氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号市内小中学校教職員の人事についてであります。校長については、退職と休職者がそれぞれ1名、転出者が1名、転入者が2名、昇任による市内異動者が1名となっており、教頭については、転出者が1名、転入者は2名となっております。一般教諭については、退職者が2名、転出者が5名、転入者が10名となっております。養護教諭については、退職者が1名、転入者が1名となっており、令和4年度当初の教職員定数は63名となるものであります。

次に、報告第2号北海道三笠高等学校教職員の人事についてであります。校長と一般教諭において、それぞれ転出者が1名、転入者が1名となっており、令和4年度当初の教職員定数は13名となるものであります。

次に、報告第3号令和3年度北海道三笠高等学校卒業生の進路状況についてであります。卒業生は36名であり、全員の進路が決定しております。進路先一覧については記載のとおりでありますので、御参照願います。

次に、報告第4号令和3年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。卒業生は52名であり、全員の進路が決定しております。三笠高等学校については、推薦選抜により1名の合格となっております。その他の学校別の進路状況については記載のとおりでありますので、御参照願います。

最後に、報告第5号令和4年度北海道三笠高等学校合格者の状況についてであります。推薦選抜及び一般選抜を実施し、今年度の合格者は40名となっております。合格者の出身地域については記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

◎議長（武田悌一氏） これより、教育行政報告に対する質疑に入ります。

まず、報告第1号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 次に、報告第2号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 次に、報告第3号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 次に、報告第4号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 最後に、報告第5号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第2 議案第3号から議案第19号までについて(委報第2号)

◎議長(武田悌一氏) 日程の2 委報第2号議案第3号から議案第19号までについてを議題とします。

本件は、さきの本会議において予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇願います。

(予算審査特別委員会委員長儀惣淳一氏 登壇)

◎予算審査特別委員会委員長(儀惣淳一氏) 予算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第3号から議案第19号までについての計17件であります。

この委員会は全議員で審査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、審査の結果を御報告いたします。

付託案件、議案第3号から議案第9号、条例改正7件、議案第10号から議案第12号、補正予算3件、議案第13号から議案第19号、令和4年度各予算7件。

以上、各委員からの質疑と資料の説明及び答弁があり、特段の討論もなく、原案可決す

べきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださりますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第3号から議案第19号までについて質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議案第3号から議案第19号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第3号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第3号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第4号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第4号三笠市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定については、原案の

とおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第6号三笠市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第7号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第8号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第9号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のと

おり可決することに決定しました。

次に、議案第10号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第10号令和3年度三笠市一般会計補正予算(第10回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第11号令和3年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第12号令和3年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第13号令和4年度三笠市一般会計予算については、原案のとおり可決することに

決定しました。

次に、議案第14号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第14号令和4年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第15号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第16号令和4年度三笠市介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第17号令和4年度三笠市水道事業会計予算については、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

次に、議案第18号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第18号令和4年度三笠市下水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、議案第19号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第19号令和4年度市立三笠総合病院事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第3 議案第24号から議案第31号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の3 議案第24号から議案第31号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第24号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定から議案第31号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第1回)まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第24号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定及び議案第25号三笠市職員給与条例及び三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、令和3年度の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の期末手当の改定等に準拠し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当について年間支給率を100分の15引き下げるものでありま

す。これにより、特別職及び会計年度任用職員について期末手当の年間支給率を100分の15引き下げ、再任用職員について100分の10引き下げるものであります。

また、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものであります。

なお、議員については、市長に準ずることとなっていることから、同じ内容の改正となるものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

次に、議案第26号令和4年度三笠市一般会計補正予算（第1回）から議案第31号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、先ほど議案第24号及び議案第25号で提案申し上げました給与改定について、所要の措置を行うものであります。

初めに、議案第26号令和4年度三笠市一般会計補正予算（第1回）についてであります。歳出について、給与改定に伴い減額となる1,202万9,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第27号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてであります。歳出について、給与改定に伴い減額となる7万7,000円を国民健康保険基金に積み立てるものであります。

次に、議案第28号令和4年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）についてであります。給与改定により歳出の減額となる26万9,000円を歳入の一般会計繰入金金の減額により財源調整するものであります。

次に、議案第29号令和4年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。給与改定に伴い、収益的支出で28万円の減額となるものであります。

次に、議案第30号令和4年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。給与改定に伴い、収益的支出で15万4,000円減額となり、収益的収入で支出関連収入を同額減額し、資本的収入で増額調整するものであります。

最後に、議案第31号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてであります。給与改定に伴い、収益的支出が408万9,000円の減額となるものであります。

以上、議案第24号から議案第31号まで一括して提案説明いたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、議案第24号から議案第31号までについて、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 質問に先立ちまして、昨日、北朝鮮によるミサイル発射が行われました。この暴挙に対し、厳重に抗議するものです。

それで、質問に入りますが、25号から31号まで一括して質問させていただきます

が、最初に、今、日本全国で賃金を上げようという機運が高まっています。そういう中、賃金引下げが行われるわけですが、それで、公務員の皆さんは、この2年間、コロナ禍の中で大変苦労を重ねてきました。その辺について認識を聞きたいのですけれども、どう思っていますか。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 只野議員と同じです。本当に職員はよく頑張ってくれたと。これからもまだまだこの闘いは続くと思いますし、新聞によりますと第4回接種というようなこともまた言われているようですし、そういう点では職員にまだまだ苦労をかけるなというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 本当にそう思うところで、こういうふうな引下げが行われるわけで、非常にやっぱり憤りも感じるわけです。

それで、国会論戦もあったので、その関連でちょっと聞きたいと思うのですけれども、岸田総理が目玉として保育士とか看護師、介護の職員に対して賃上げを行うということで言われていまして、公務員に対して、特に保育士なのですから、給料を上げるのだけでも、結局人勧によって下げられると。これに対しての質疑が国会でありまして、それは人勧による影響を受けないようにするという事になっていたと思うのですけれども、その辺どうですか。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 結果的に国家公務員も我々今提案しているものと同じ取扱いをするということになっておりますので、私ども三笠市がそれから大きく逸脱して取り扱うべきではないというのが基本的な考え方です。

前段只野さんが言われたように、職員は本当に頑張ってくれているということについては私も認識しておりますし、このことが国がどんな取扱いをするのかと重大な関心を持って見ておりましたけれども、しかし、国も同じように取り扱っていくと。また、昨年の人勧の際にも、そのことについては既に取決めが行われていて、今回のような措置になっているということからすれば、これは私どもが特段極めてすばらしい財政力で国に何を言われてもということであれば、私は職員をもっと大事にしたいという気持ちもないわけではありませんが、しかし現実には、なかなか私どもの財政力でそのようなことを今すべきではないというのが私の判断でございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 3問目になりますので最後になりますけれども、それで、今、市長がおっしゃられたように、人勧で去年決まったことだからということで去年決まったのだけれども、実施が今になったということで、これ何か12月ぐらいのときは、ぬか喜びではないけれども、凍結になったのだみたいな話もあったみたいなだけれども、結局延期になってしまったわけですから、それはどういう理由なのでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（金子 満氏） この部分につきましては、国のほうの都合があったのかなと思いますけれども、それにしましても、もともと人勧、昨年8月に出て、それを実施するよという方向で決まっていたので、これについてはやるのが事実だなというふうには考えてございました。それが結果的には国会のほうの審議が遅れたというようなこともありますけれども、それに基づいて、期間は空いてしまうのですけれども、その部分の調整をせざるを得ないというようなことにはなろうかと思えます。

この部分につきましては、国の言い方をお借りしますと、支払い日の到来する賃金、それも影響度の大きい月例給ではなく一時金、そういったものの減額調整をやるよということをおっしゃっていたというふうに聞いてございます。これについては、我々としては人勧をやはり優先せざるを得ないという部分がございますので、この部分について国同様実施していくというような思いでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第24号から議案第31号までについては、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論、採決を行います。

初めに、議案第24号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第24号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 議案第25号三笠市職員給与条例及び三笠市会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今、春闘を見ていると、一部大企業では賃上げの満額回答が相次いでいます。国際的に見ても、ここ何年も実質賃金が上がっていないなどというのは日本だけ、成長しない国からの脱却が国を挙げて叫ばれているところでもあります。そのような中で、賃金引下げは逆行することになるのではないのでしょうか。

さらに、今、物価が上がっています。今後も上昇が予想されています。名目賃金が上がっても、実質賃金が上がらないようなこともあり得ます。そのような中、公務員は名目賃金も下げられることとなります。地方においては地域経済を支えるところも大きく、子育て世代の比重も高いと思われますので、暮らしへの悪影響もあると思います。

以上の点から、本議案に反対します。

◎議長（武田悌一氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

赤川議員。

◎1番（赤川征視氏） ただいま上程されました議案第25号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正の背景にある人事院勧告の制度は、人事院が毎年、国家公務員と民間の給料水準を比較し、格差があれば埋めるよう勧告するもので、多くの地方自治体では、この勧告を尊重し、職員に適切な給与その他の勤務条件を確保するよう努めております。

今回の改正については、理事者が市職員労働組合との交渉の結果、これまでどおり人事院勧告を尊重することで提案されたものであります。

よって、本案について賛成をいたします。

◎議長（武田悌一氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第25号について採決を行います。

お諮りします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（武田悌一氏） 着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第25号三笠市職員給与条例及び三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 議案第26号令和4年度三笠市一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

議案第25号の条例改正に反対することから、この補正予算にも反対いたします。

市の職員は、コロナ禍の中、主に国の対策に振り回され、仕事量だけではなく、心労を重ねています。それをねぎらうのではなく、ないがしろにするような賃下げは、容認することはできません。また、人勧実施の延期によって昨年分も引き下げるのは、負担感が大きくなっています。

以上の点から、本議案に反対します。

◎議長（武田悌一氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

赤川議員。

◎1番（赤川征視氏） 先ほどの議案第25号の賛成討論の趣旨と同様でございますので、賛成いたします。

◎議長（武田悌一氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第26号について採決を行います。

お諮りします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（武田悌一氏） 着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第26号令和4年度三笠市一般会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 議案第27号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

議案第25号の条例改正に反対することから、補正予算にも反対するところです。

以上の点から、本議案に反対します。

◎議長（武田悌一氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

赤川議員。

◎1番（赤川征視氏） 先ほどの議案第25号の賛成討論の趣旨と同様でございますので、賛成いたします。

◎議長（武田悌一氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第27号について採決を行います。

お諮りします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（武田悌一氏） 着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第27号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 令和4年度三笠市介護保険特別会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

議案第25号の条例改正に反対することから、本補正予算にも反対するところです。

介護現場は、特にコロナ禍の中、振り回された状況です。そのような中、やはり給料を引き下げるのは許すことはできません。

以上、反対するところです。

◎議長（武田悌一氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

赤川議員。

◎1番（赤川征視氏） 先ほどの議案第25号の賛成討論の趣旨と同様でございますので、賛成いたします。

◎議長（武田悌一氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第28号について採決を行います。

お諮りします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（武田悌一氏） 着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第28号令和4年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。
討論の通告がありますので、順次発言を許可します。
初めに、本案に反対の議員から発言願います。
只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 議案第29号令和4年度三笠市水道事業会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

議案第25号の条例改正に反対していることから、補正予算にも反対するところです。
水道事業では、市の職員はぎりぎりの体制で水道の事業を行っています。次々と値上げが予想される中でも、いろいろ苦労しながら計画を立てて実施しています。そういった苦労にも報いることから、賃下げには反対します。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

赤川議員。

◎1番（赤川征視氏） 先ほどの議案第25号の賛成討論の趣旨と同様でございますので、賛成いたします。

◎議長（武田悌一氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第29号について採決を行います。

お諮りします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（武田悌一氏） 着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第29号令和4年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 議案第30号令和4年度三笠市下水道事業会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

議案第25号の条例改正に反対することから、この補正予算にも反対します。

下水道は、下水道料金を控え、今、前回作成した計画の達成に向け奮闘しているところです。そうしたことから、そのことにも報いるためにも、値下げは行うべきではないと考えます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

赤川議員。

◎1番（赤川征視氏） 先ほどの議案第25号の賛成討論の趣旨と同様でございますので、賛成いたします。

◎議長（武田悌一氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第30号について採決を行います。

お諮りします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（武田悌一氏） 着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第30号令和4年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第31号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 議案第31号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

議案第25号の条例改正に反対することから、本補正予算にも反対するところです。

医療現場も、コロナ禍に振り回されて、いろいろ苦労を重ねています。当市立三笠総合病院に対しては、今後、新しい病院ということを目指して奮闘しているところです。そうした労苦に応えるためにも賃下げするべきではないということで反対します。

◎議長（武田悌一氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

赤川議員。

◎1番（赤川征視氏） 先ほどの議案第25号の賛成討論の趣旨と同様でございますので、賛成いたします。

◎議長（武田悌一氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第31号について採決を行います。

お諮りします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(武田悌一氏) 着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第31号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第32号 常任委員会委員の派遣について

◎議長(武田悌一氏) 日程の4 議案第32号常任委員会委員の派遣についてを議題とします。

本案については、常任委員会の正副委員長からの共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、採決を行います。

議案第32号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第32号常任委員会委員の派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第33号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

◎議長(武田悌一氏) 日程の5 議案第33号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長からの共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、採決を行います。

議案第33号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第33号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議された事件は全て終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、令和4年第1回三笠市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時44分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員